

『玉掛け技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号-18(～H31.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 ☎(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、制限荷重1トン以上の揚貨装置、又はつり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方ではなければできないことになっています。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(3日間：学科13時間 実技 7時間)

平成30年度実施予定：5月、7月、9月、11月、平成31年1月、3月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

- 1日目 (学科) 8:50 ～ 17:00
- 2日目 (学科) 8:50 ～ 16:00
- 3日目 (実技) 9:00 ～ 17:00

2. 受講資格

なし

3. 一部免除対象者(3日間：学科10時間 実技7時間)

下記に該当する方	講習時間
1. クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許 又は揚貨装置運転士免許を受けた者	1日目 8:50 ～ 17:00
2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は、小型移動式クレーン 運転技能講習を修了した者	2日目 13:00 ～ 16:00
3. 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許、又はデリック 運転士免許を受けた者	3日目 9:00 ～ 17:00

4. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料：21,600円 テキスト代：1,640円

(一部免除対象者)

受講料：19,440円 テキスト代：1,640円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(平成29年度雇用保険料率12/1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、計画届を実施日の1週間前まで、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。